

山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、起業・創業するため、県外から山口市に転入し（以下「U J I ターン」という。）、市内の賃貸住宅に居住する若者（以下「補助対象者」という。）に対して、起業・創業直後に賃貸住宅の家賃等の一部を支援することにより、円滑な移住の促進を図ることを目的とした補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 補助対象者が市内に居住することを目的に1年を超える期間の賃貸借契約をし（補助対象者と同一世帯の者が契約した場合を含む。）、家賃等を支払う借家、賃貸アパート等の住宅をいう。ただし、公営住宅及び雇用促進住宅を除く。
- (2) 家賃等 家賃及び附帯する駐車場の使用料をいう。ただし、共益費を除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 市内転入日から1年以内に市内で起業・創業した者であること。ただし、地域おこし協力隊員については、任期2年目から任期終了後1年以内に市内で起業・創業した者とする。
- (2) U J I ターンしたもので、初年度の補助金交付申請時において45歳未満である者であること。ただし、地域おこし協力隊員については、この限りでない。
- (3) 賃貸住宅の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者であること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助を受けていない者であること。
- (5) 市税等の滞納がない者であること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、賃貸住宅の家賃等として補助対象者が支払う経費（補助対象者と同一世帯の者が支払う場合を含む。）とする。ただし、賃貸住宅の一部を店舗等事業にかかる用途と併用する場合は、居住部分のみを対象とし、家賃の額は面積按分によるものとする。なお、トイレ、炊事場等については、生活に必要なものとして居住部分に含めることとする。

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、対象経費の2分の1以内（補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）で、月額1万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 初年の交付申請は、第2条第1号の賃貸借契約し、かつ、第3条第1号に掲げる条件を満たした日から、6か月以内に行うものとし、次年度以降は、毎年4月中に行うもの

とする。

3 地域おこし協力隊が任期中に前項の条件を満たしている場合は、退任後6か月以内に初年の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、毎年度予算の範囲内において、交付すべき補助金の額を決定し、山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書

(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金変更等承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助期間)

第9条 補助期間は、補助の決定がなされた日を含む月の初日から起算して2年間を限度とする。ただし、補助金の交付決定は、各年度の補助対象事業分について行うものとする。

2 補助期間中に交付決定者が第3条に定める資格要件を欠いた場合は、当該交付決定者に対する補助期間は、資格要件を欠くに至った日の属する月までとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、原則として9月及び翌年3月の末日までに、山口市U J I ターン若者創業時賃貸住宅家賃補助金交付請求書(様式第5号)に家賃の支払を証する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、適法な交付請求書を受理したときは、当該交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。